

**2017年11月（第6版）（新記載要領に基づく改訂）

製造販売届出番号：11B1X1000664D004

*2014年 8月（第5版）

機械器具 64 歯科用探針
一般医療機器 歯周ポケットプローブ（31848000）

ペリオプローブ 検診用

再使用禁止

【禁忌・禁止】

＜使用方法＞

再使用しないこと。

【形状・構造及び原理等】

〔形状・構造等〕

1. 形状



2. 材質・組成

ステンレス鋼

【使用目的又は効果】

本品は、主に歯周病治療において、歯周ポケットの深さの測定を行う器具である。

【使用方法等】

1. 使用に先立って【保守・点検に係る事項】に従い、消毒用エタノールによる清拭又はEOG滅菌を行う。
2. 通法に従い操作する。
3. 【使用上の注意】及び【保管方法及び有効期間等】に従う。

【使用上の注意】

＜重要な基本的注意＞

1. 本品を用いた処置により発疹、皮膚炎などの過敏症状又はアレルギー症状が現れた患者には、使用を中止し医師の診断を受けさせること。
2. 破折等による誤飲のおそれがあるので、以下は行わないこと。
①本品に対する曲げ・切削・加圧等。
②粗雑な扱い。（キズをつける・落下させる・強い衝撃を与える等）
3. 薬液等が付着した場合、腐食するおそれがあるので速やかに清拭すること。

【保管方法及び有効期間等】

＜保管の方法＞

・保管の条件

1. 高温・多湿を避け、塵やほこりのない清潔な場所に保管すること。
2. 金属電位差を要因としたガルバニック腐食を防ぐ為、材質の異なる器具と一緒に保管しないこと。

3. 「もらいさび」を防ぐ為、以下のことに注意すること。

①錆びている器具と一緒に保管しない。

②化学薬品と一緒に保管しない。

③保管庫等の内部に発生する錆びに注意する。

4. 変形の原因となるので、トレー・コンテナによる移動及び保管は丁寧に行うこと。なお、トレーやコンテナを使用する際は重い器具を載せないこと。

【保守・点検に係る事項】

＜使用者による保守点検事項（日常点検）＞

1. 消毒用エタノールによる清拭又はEOG滅菌を行うこと。
2. 使用前に汚れ、破損、ヒビ、キズ、腐食又はミラー部の曇り等がないか点検すること。

＜注意事項＞

1. 超音波洗浄器は、先端の目盛り部が不明瞭になる恐れがあるので、使用しないこと。
2. オートクレープ滅菌は、本品を劣化させるので行わないこと。
3. アルコール等の薬剤を用いるオートクレープ滅菌は、腐食させるので行わないこと。
4. プラズマ滅菌は、素材に影響を及ぼすので行わないこと。
5. 紫外線滅菌は、素材に影響を及ぼすので行わないこと。
6. 腐食（錆び）等の原因となるので、磨き粉や金属ウール・金ブラシを使用しないこと。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者名：株式会社YDM

住 所：〒355-0042

埼玉県東松山市今泉28

電 話 番 号：0493-24-3388

ファックス：0493-24-0703

ホームページ：http://www.ydm.co.jp/